

令和3年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ 佐倉市長 西田 三十五
- 3 委嘱状交付

□会 議

- 1 各団体の取組みについて
- 2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について
- 3 その他

□閉 会

日時：令和3年7月28日（水）

10時00分～

場所：議会棟 全員協議会室

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：R2.7.5～R5.7.4）

敬称略

No.	選出区分	委員	備考
1	市長	西田 三十五	会長
2	教育長	茅野 達也	副会長
3	副市長	染井 健夫	
4	市教育委員会委員	関山 邦宏	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
⑤	市の事務部局の関係職員	佐藤 鈴子	佐倉市子ども支援部子ども家庭課長
⑥	市教育委員会の事務局の職員	松丸 晴久	佐倉市教育委員会教育部指導課長
⑦	警察関係職員	石井 雅之	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	高梨 浩一	千葉家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木原 義春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	阿部 和子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保護司	石渡 康郎	保護司会佐倉市分会会長
⑫	社会福祉協議会運営委員	岡本 一成	佐倉市社会福祉協議会事務局
⑬	小学校長	成田 公敏	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	野村 英二	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	上代 栄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	木次 慎一	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	渡辺 章二	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
⑱	識見を有する者	野田 秀平	印旛健康福祉センター長
⑲	〃	山本 政好	成田公共職業安定所長
⑳	〃	藤 寄 秀 秋	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	阿部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	富永 三咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	溝 渕 哲 雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
㉕	〃	宮内 幸一	佐倉市PTA連絡協議会 佐倉東中学校PTA会長
26	〃	新田 司	千葉敬愛短期大学教授
27	〃	梅田 美知子	佐倉市人権擁護委員

○数字の委員については、今回新規の委員

目次

1 各団体の取組み

□佐倉市こども支援部こども政策課	3ページ
□佐倉市こども支援部こども家庭課	6ページ
□佐倉市教育委員会教育部指導課	7ページ
□佐倉警察署	8ページ
□佐倉市社会教育委員	9ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	10ページ
□保護司会佐倉市分会	11ページ
□佐倉市社会福祉協議会	14ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	15ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	16ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	17ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	18ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	19ページ
□印旛健康福祉センター	21ページ
□成田公共職業安定所	22ページ
□少年警察ボランティア協議会	30ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	31ページ
□佐倉市子ども会育成連盟	32ページ
□佐倉市体育協会	33ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	34ページ
□佐倉市PTA連絡協議会（根郷中学校）	35ページ
□千葉敬愛短期大学	別紙資料
□佐倉市人権擁護委員協議会	36ページ

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

37ページ

3 その他

佐倉市の子育て支援

(令和3年7月1日現在)

1. 市の子育て支援施策

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を増やし、待機児童ゼロを目指します。

それと同時に、地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

0～2歳を対象とした19人以下の保育施設 市で認可

2. 保育園等の入園状況

- ・保育園31園(公7・私24)、認定こども園7園、小規模保育事業等6施設 **合計44園**
- ・幼稚園8園(私5+公3)*うち弥富幼稚園は休園中

定員・入園数・待機児童数の推移(各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
保育園等 認可定員	2,106 (29園)	2,446 (36園)	2,565 (38園)	2,694 (39園)	2,853 (43園)	2,918 (44園)
4月新規申込者数	744	840	800	870	843	689
保育園入園数 (管外委託分は除) (管外受託分は含)	2,053	2,263	2,353	2,494	2,551	2,525
待機児童数	41	0	15	29	11	0
(参考) 幼稚園入園数	2,394	2,369	2,251	2,116	1,903	1,733
(参考:0歳~5歳) 就学前乳幼児数	7,573	7,351	7,246	6,975	6,613	6,198

合計159人

- ・令和元年6月 千成幼稚園(千成)幼保連携認定こども園への移行(保育定員 +9名)
- ・令和2年4月 モンテッソーリ光の子(上座)幼保連携認定こども園への移行(保育定員 +9名)
佐倉城南幼稚園(錦木町)の幼稚園型認定こども園への移行(保育定員 +30名)
慈光幼稚園(本町)の幼稚園型認定こども園への移行(保育定員 +90名)
小規模保育事業 アンファンひのきさくら(寺崎北)開園(保育定員 +19名)
事業所内保育事業 bon ami 保育園(王子台)開園 (保育定員 +2名)

- ・令和3年4月(令和2年度中の整備による認可定員増) **合計65人**
あい・あい保育園ユーカリが丘の定員変更 60人→70人(保育定員 +10名)
森と自然の保育園のびのびハウスの定員変更 35人→49人(保育定員 +14名)
モンテッソーリ光の子 保育部分 89人→90人(保育定員 +1名)
かえで保育園さくら駅前(JR佐倉駅北口側)開園 (保育定員 +40名)

3. 地域における子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）

放課後児童健全育成事業

児童センター・老幼の館（児童センター3施設、老幼の館2施設）

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

学童保育所（公立33施設 私立3施設）

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

入所状況	入所者数	定員数
令和3年5月1日	1,679人	1,860人
令和2年5月1日時点（参考）	1,738人	1,860人

子育て世代包括支援センター（市内5か所）（平成28年4月～）

（こども保育課、母子保健課、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター＊H30.11.26開所）

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

地域子育て支援拠点事業（市内18か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

・令和元年5月 おひさま保育園 拠点事業廃止

【公立】8施設

佐倉、馬渡、臼井、志津、根郷、北志津、南志津、子育て支援センター

【民間】10施設

にじいろ、生活クラブ、はくすい、吉見光の子、陽の木、さくら敬愛、

えがおの森、ユーカリハロー、光の子、ユーカリベビー

ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成27年度から産前産後の妊産婦の家事援助等を行う「産前産後支援事業」、平成30年度から「ひとり親等利用料助成事業」を実施しております。

【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎 ・ 産前産後の妊産婦の家事援助
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時などの子どもの預かり など

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計(人)
R2 年度末	1,023	150	21	1,194
R 元年度末(参考)	998	141	33	1,172

* 利用の約 60%が、保育園や小学校、学童などの送り迎え。

一時預かり事業(市内 11 か所)

保護者が出産や急用などの理由によって、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保育園等で一時的にお子さんをお預かりします。

病児保育(市内 1 施設)

病気の回復期に至らないお子さん(当面の症状の急変が認められない場合に限る)を、専用の施設で一時的にお預かりします。

・イーゲル(西志津:みやけクリニック)

平成 29 年 4 月開設

対象: 生後 1 歳 ~ 小学校 6 年生まで

定員: 3 名 利用日数: 3 日

開設日: 月~土曜日 8:00~18:00 (土曜日は 13:00 まで)

病後児保育(市内 2 施設)

病気からの回復期にあって保育園や小学校などに預けることができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

・こあらキッズ(ユーカーが丘:みやのもりハローキッズ)

平成 24 年 12 月開設

対象: 生後 6 か月 ~ 小学校 3 年生まで

定員: 3 名 利用日数: 5 日

開設日: 月~土曜日 8:00~18:00 (土曜日は 17:00 まで)

・トムの部屋(岩名:佐倉白翠園)平成 25 年 8 月開設

対象: 生後 6 か月 ~ 小学校 3 年生まで

定員: 3 名 利用日数: 5 日

開設日: 月~土曜日 8:00~18:00 (土曜日は 17:00 まで)

佐倉市こども支援部こども家庭課（児童虐待について）

【令和2年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

令和元年度からの継続ケース	364 件	（うち、虐待ケース 218 件、59.9%）
令和2年度 新規ケース	397 件	（うち、虐待ケース 316 件、79.6%）
計	761 件	（うち、虐待ケース 534 件、70.2%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（平成30年度～令和2年度）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	292 件	348 件	316 件

②令和2年度虐待行為の件数・割合 ※児童の目前で行われるDVも心理的虐待に含む

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	91	49	174	2	316
割合	28.8%	15.5%	55.1%	0.6%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、疾病や障害など保護者に起因する問題
- 夫婦関係、親子間のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 親族や近隣、支援機関等の社会資源との関係が維持できないなど孤立に起因する問題

【相談体制等】（R3.4.1 現在）

- ・家庭児童相談班 9 名 ○職員 7 名 班長（社会福祉士）1 名、保健師 1 名、事務職員 5 名
- 家庭児童支援員（会計年度任用職員）2 名
（社会福祉士：週 4 日勤務、幼稚園教諭：週 3 日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 家庭児童相談の実施

18 歳未満の児童と家庭（妊産婦も含む）を対象に、子育てに関する様々な悩みや問題の相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら、それぞれの児童と家庭に合わせ、きめ細やかな支援を継続的に実施します。※R3.4.1「佐倉市子ども家庭総合支援拠点」を設置

2. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員や関係機関職員等を対象とした研修を実施します。

3. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による訪問支援および家事・育児支援ヘルパー等の派遣を実施します。

4. 関係機関との連携強化

児童虐待防止ネットワーク会議を実施し、関係機関にて要支援児童に関する情報共有を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

教育委員会指導課 いじめ・不登校について

(1) いじめ問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「いじめを起こさせないための未然防止策」、「いじめを発見したときの早期対応策」、「重大事態への対処」の3つの視点に立って具体的な方針が示されています。学校、保護者、地域が協力し、いじめのない学校づくりに取り組んでいるところです。

【具体的な取り組み】

①いじめ月例調査

- ・各学校はいじめに関する状況を毎月、指導課に報告し、指導課は市全体のいじめの状況や態様を把握しています。早期に発見して早期対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指すとともに、解消率を上げるよう努めています。
- ・令和2年度はいじめの認知件数は、小学校387件、中学校134件、合計521件で、前年度から101件の減少となっています。減少した理由は新型コロナウイルス感染症による休校期間が影響するものと考えます。

②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・学校は、児童生徒がいじめ問題を含めた様々な悩みに対して相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや普段の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校を訪問し、実態把握や対応について指導・支援を行います。ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、関係機関と連携しながら、被害児童生徒及び保護者の心情に寄り添いながら、きめ細かに対応しています。

③「佐倉市いじめ防止こどもサミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集め、話し合いを行い、児童生徒の目線によるいじめ防止対策を打ち立てます。代表生徒は、本サミットで学んだことがらを学校で発表するなど、各校の実態に照らした活動に取り組み、児童生徒によるいじめ防止対策を実行します。

④学校支援アドバイザーの巡回

- ・各学校のいじめ問題や生徒指導諸問題に対する助言や支援をするため、5名の学校支援アドバイザーが市内34校を巡回しています。

(2) 不登校児童生徒数の対応について

「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

【具体的な取り組み】

①長欠状況調査

- ・学校は、不登校について長期欠席状況とともに不登校の状況を報告し、市教委は状況や態様を把握しています。
- ・令和2年度は、小学校109人、中学校185人、合計294人であり、前年度より小学校で30人減、中学校で43人減となっています。

②対応

- ・月例報告をもとに教育センター指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・各学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が3日以上続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細かに対応することで、不登校の減少に向けて取り組んでいます。こども家庭課と連携し、長期にわたって登校してない児童生徒については定期的に家庭訪問を行い、目視による確認を行っています。
- ・教育機会確保法の制定により、登校を希望しない児童生徒については、様々な学習形態が認められるため、オンライン授業や学習プリントを配付・回収する等による学習支援を行います。

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉警察署 会員数(団体の場合) 名

月 日	活 動 内 容	場 所
	年間を通じた ・不審者対応訓練 ・防犯講和 ・ネット安全教室 ・薬物乱用防止教室 の実施	

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和3年7月15日（木）まで

令和3年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	4月19日(月)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会及び第1回会議	10:00 ~ 11:30	成田市役所
2	7月6日(火) →書面会議	第1回佐倉市社会教育委員会議	—	—
3	7月16日(金)	令和3年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:30~16:30	千葉県 総合教育センター
4	7月30日(金)	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	調整中	白井市
5	9月11日(土) →議長・事務局 のみ出席	令和3年度 印旛郡市社会教育振興大会	13:15~16:00	白井市文化会館
6	12月2日(木)	第56回千葉県社会教育振興大会	調整中	千葉県 総合教育センター
7	1~2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
8	3月	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	成田市
9	未定	印旛郡市社会教育委員研修会	未定	未定

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会 会員数 209名 (4月1日現在)

令和3年度の活動方針

「支えあう 住みよい社会 地域から」

- 1 地域のつながりの強化
 - ・自治会等関係機関と民生委員・児童委員活動との連携強化
 - ・地区民児協定例会の充実等による民生委員・児童委員同士の連携強化
- 2 さまざまな課題を抱えた人々への支援
 - ・積極的な訪問活動を通じた地域住民との関係づくりの推進
 - ・「災害時要援護者支援活動の推進」の継続
- 3 民生委員・児童委員活動の理解促進、民生委員への支援充実
 - ・地域住民等への積極的なPR活動
 - ・研修事業の充実、各種研修への積極的な参加

月 日	活 動 内 容	場 所
毎月	理事会（地区会長会議）	佐倉市役所
毎月	各地区民児協定例会	市内8か所
5・7・10・1月	児童専門部会	佐倉市役所
未定	高齢者専門部会	佐倉市役所
6・9・12・3月	広報研修専門部会	佐倉市役所
4.10月	民児協通信発行（2回）	
5月25日	佐倉市民生委員・児童委員協議会総会 ※令和3年度は、書面決議にて実施	
7月3日日	社会を明るくする運動 WEB講演会を実施	
11月16日	千葉県社会福祉大会	千葉県文化会館
10月	相談技法研修会（全民児連） 事例検討研修会（全民児連）	
11月	第90回全国民生員・児童委員大会 民生委員・児童委員リーダー研修会（全民児連） 関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会	

令和3年度 保護司会佐倉市分会活動方針

佐倉地区保護司会の活動は、(千葉保護観察所 令和3年3月19日版 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について)を参考に実施する。

1 会議の開催

- (1) 総会の開催 (通常総会1回)
- (2) 理事会の開催 (随時)
- (3) 更生保護女性会との連携会議の開催 (通常年間2回)
- (4) 保護司選定会議の開催 (必要に応じて開催)

2 犯罪予防活動の推進

- (1) "社会を明るくする運動" 関係事業の推進
 - ア 社明推進委員会議出席 (5月～6月) ※
 - イ 駅頭一斉広報活動 (7月) ※
 - ウ ミニ集会活動 (市内小中学校で開催) ※
 - エ 社明ポスターの掲示 (6月下旬) ※
- (2) 青少年健全育成活動への協力※
- (3) 環境浄化活動の推進
「住みよい地域づくり住民活動」の有害掲示物・チラシの除去等への参加、協力※
- (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止キャンペーンへの参加・協力 (6月11月) ※
- (5) 更生保護相談
更生保護サポートセンターで毎週火・水・金曜日に開催※

3 処遇支援活動の推進

- (1) 社会資源開拓活動の推進
 - ア 市内学校との連携会議を通して学校との連携を図る。
 - イ 市内各団体との連携を図る。
- (2) 更生保護施設の処遇活動に対する協力
施設の活動資金の援助、収容者への生活物資の支給等

4 各種研修の実施・協力

- (1) 保護観察所の行う研修に参加
- (2) 自主研修の実施
- (3) 県内、県外の施設の訪問と研修の実施

5 保護司会連合会等との連携

更生保護大会（顕彰大会）への参加・協力

6 会員相互の親睦活動

- (1) 親睦会の開催
- (2) 慶弔規程に基づく会員の慶弔

7 広報活動

佐倉市の広報紙等への保護司活動の動向・事業概要の掲載

8 佐倉地区更生保護サポートセンターの運営

地区保護司相互の活動拠点としての充実

9 その他

新任保護司の発掘

(注) ※印を付したものは、保護司法第8条の2に規定する保護司会の計画である。

令和3年度 保護司会佐倉市分会事業実施計画

月	日	事業	参加予定人員	実施場所	
4	13	令和2年度歳入歳出監査及び役員会	9名	社会福祉センター	
	21	佐倉市分会令和3年度総会	全保護司	ミレニアムセンター	
	22	市更生保護女性会3年度総会に出席※	3名	佐倉市役所	
5	上～下旬	県「社明」推進委員会会議出席※	1名	千葉県庁	
	6	佐倉地区保護司会監査・役員会	6名	四街道市青少年育成センター	
	13	佐倉地区保護司会総会	全保護司	四街道市文化センター	
	13	第1期保護司定期研修会	全保護司	〃	
	28	社会貢献活動	3名	特別養護老人ホームあすみの丘	
	28	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	四街道市青少年育成センター	
	6	上旬	佐倉市「社明」推進委員会出席※	3名	佐倉市役所
		15	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター
上～下旬	佐倉市内中学校連絡協議会出席※	全保護司	佐倉市内中学校		
7	1	第71回「社明運動」強調月間	一	佐倉市全域	
	上～下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	全保護司	未定	
	上旬	「社明」講演（Web方式）※	全保護司	佐倉市民音楽ホール	
		講師 毎日新聞社 山寺 香 氏（予定）			
	中旬	青少年非行防止相談会※	2名	サポートセンター	
	30	社会貢献活動	3名	特別養護老人ホームまごころ館四街道	
	下旬	佐倉市「社明」実施結果検討会※	11名	佐倉市役所	
8	上～下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール※	全保護司	佐倉市内	
	20	第二期保護司定期研修会	〃	佐倉市	
	下旬	関係行政機関との連絡協議会※	〃	未定	
9	下旬	県内矯正施設等視察研修（更生保護女性会と合同）	〃	未定	
	24	社会貢献活動	3名	特別養護老人ホームあすみの丘	
	24	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	四街道市青少年育成センター	
下旬	保護司・更女合同役員会※	8名	佐倉市役所		
10	19	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター	
	下旬	県外矯正施設等視察研修（更生保護女性会との合同）	全保護司	未定	
	～11月	市内中学校ミニ集会等に参加※	全保護司	市内中学校	
11	18	第64回千葉県更生保護大会	関係保護司	長生村文化会館	
	中旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	全保護司	未定	
	19	第三期保護司定期研修	全保護司	酒々井町	
	26	社会貢献活動	3名	特別養護老人ホームまごころ館四街道	
12	中旬	保護観察所主任官との自主研修	全保護司	佐倉市内	
	中旬	千葉県婦性会（代表者定例訪問）	1名	千葉県婦性会	
1	上旬	佐倉市更女新年研修会に出席※	3名	佐倉市内	
	28	社会貢献活動	3名	特別養護老人ホームあすみの丘	
2	28	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	四街道市青少年育成センター	
	中旬	第二回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	〃	
2	15	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター	
	3	中旬	保護司・更女合同役員会※	8名	佐倉市内
18		社会貢献活動	3名	特別養護老人ホームまごころ館四街道	
3	中旬	分会年度末自主研修	全保護司	佐倉市内	
	年間随時		佐倉市ミニ集会助言活動参加※	全保護司	佐倉市内各地
		佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1～2名	〃	
		中学校との連携活動実施※	各1～2名	市内中学校	
		防犯パトロール参加※	20名	佐倉市内各地	
		分会役員会（連絡調整会議）及び保護司候補者面接	3～8名	佐倉市役所	
		協力雇用主開拓	4～5名	佐倉市内	
		地区保護司会各専門部会会議	3～12名	佐倉市、四街道市、酒々井町	

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動計画

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 37, 397 (R3. 3. 31現在)

月 日	活 動 内 容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会、親子のサロン活動など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター
第2土曜日 第4水曜日		南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学金の給付、奨学生の研修）を通じて次代を担う大学生の学びを支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 ・経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。 こども食堂活動支援 市内のこども食堂活動について、ネットワーク組織（さくらあったか食堂ネットワーク）を作り、子どもを真ん中にして課題の共有と普及啓発活動に取り組む。	

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名

佐倉市立佐倉東小学校

会員数（団体の場合）

202名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週水曜日	人権・生徒指導会議(いじめ問題・問題行動・虐待)	佐倉東小学校
毎月1回	職員会議(ケース会議:支援が必要な児童についての共通理解及び情報の共有)	佐倉東小学校
年3回	ちばトレ(防犯教室:低・中・高学年で実施)	佐倉東小学校
年3回	地区児童会(登校・下校班の確認及び交通安全指導)	佐倉東小学校
年2回	スクールガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校
毎月1回	佐倉地区青少年住民育成会議夜間パトロール	JR・京成佐倉 駅付近
年5回	歌声交換会(2学年→体育館で発表、他の学年は教室でリモート鑑賞)	佐倉東小学校
年3回	佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	和田ふるさと館
年4回	佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
年3回	教育相談(4週間で実施)	佐倉東小学校
年2回	児童集会(人権集会:いじめゼロ宣言)→6月はリモートで実施	佐倉東小学校
年7回	なかよしタイム(縦割り活動)→校庭で実施	佐倉東小学校
年2回	QU検査(1年生は後期のみ)	佐倉東小学校
年3回	ふれあい給食→今年度は中止	佐倉東小学校
年1回	民生委員・児童委員学校訪問会議→6月に実施	佐倉東小学校
7月	千成祭礼神輿教室(講話・実技)→今年度は講話のみ	佐倉東小学校
8月2日	校内人権研修会(東中学区3校合同人権研修会)	佐倉東中学校

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数（団体の場合） 274名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週金曜日	・生徒指導会議で各学年の様子について担当で 情報交換を及び対策の検討を行う。	校長室
毎月1回	・職員会議において、各学年の問題行動・長欠生 徒の様子について職員全体で情報共有を行う。	職員室
毎月1回	・校外パトロールに参加（青少年育成連絡協議会）	学区
5月10日～ 14日	・第1回教育相談	各教室
6月28日	・生徒総会「さしみ宣言」に署名 いじめを「させない・しない・みのがさない」	体育館
7月 日 日	・（千成祭りパトロール 中止）	千成地区
8月 2日	・人権講話会	図書室
10月 日 ～ 日	・（佐倉の秋祭りパトロール） （大蛇秋祭りパトロール）	佐倉地区 大蛇地区
12月 1日	・人権集会	体育館 各教室
1月24日～ 1月28日	・第2回教育相談	各教室

令和3年度 事業・活動計画書

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
4月14日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	オンライン
5月26日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田西陵高校
5月18日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会） （書面）	千葉県教育会館
7月 6日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
9月 8日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
9月28日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月12日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
10月13日	佐倉市内4高校PTA合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
12月 日 (未定)	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
3月 日 (未定)	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】702名【定時制】105名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月14日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月26日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田西陵高校
6月 1日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	書面開催
7月 6日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
9月 8日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
9月28日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月12日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
10月13日	佐倉市内4高校 PTA 合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
12月 初旬	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉北高校
12月 中旬	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
3月 中旬	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田西陵高校

令和3年度佐倉市青少年相談員連絡協議会事業・活動計画書

団体名 佐倉市青少年相談員連絡協議会
構成人数 87人

活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり
～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として

- 1 青少年健全育成活動の推進
- 2 身近な地域での活動の充実
- 3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	対象・参加者
4月25日	定期総会	書面開催	青少年相談員
6月27日	印旛地区青少年相談員 課題研修会	酒々井コミュニテ ィプラザ	青少年相談員
9月25日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	富里市社会体育館	小学校4～6年生 佐倉市から2チーム約10名予定
10月	青少年相談員研修会	佐倉城址公園	青少年相談員
10月	謎解きアドベンチャー	佐倉城址公園	検討中
11月～2月	たこ作り大作戦	各家庭による実施	小学生約300人程度
1月23日	たこあげ大会	小出義雄記念 陸上競技場	幼児～大人 250人
年2回	青少年相談員トピックス発行		全児童・生徒

たこあげ大会

岩名陸上競技場を会場に老若男女が持参した凧をあげます。高く上がった凧やユニークな凧には賞品がでます。



たこ作り大作戦

たこ作りキットを配付し、青少年相談員が作成した動画や作り方を参考に各家庭で凧を作り、できた凧の写真を送ってもらいます。よくできた独自性のある凧を表彰します。

◎その他、今年度は開催を見合わせた主催事業について

当団体の恒例事業で例年多くの参加者がある、「ソフトドッジボール大会」及び「綱引き大会」については、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、残念ながら本年度は開催を見合わせます。

広報啓発活動

- ・年2回のトピックスの発行
- ・ホームページでの活動紹介
- ・マスコットキャラクター「ちゅんさく君」の周知と活用の促進
- ・市内小・中学校の訪問
(これまでの実績と本年度の予定)
 - 2017年度…全ての小学校を訪問
 - 2018年度…全ての小・中学校を訪問
 - 2019年度…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問できなかった学校あり
 - 2020年度…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問は控える
 - 2021年度…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問について検討中

地区活動

上記のほか、市内8地区（佐倉・北志津・南志津・臼井・千代田・根郷・和田・弥富）で、趣向を凝らした地区活動を実施しています。

令和3年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月	1 覚醒剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン (中止)	四街道駅前
12月	・薬物乱用防止の街頭キャンペーン (未定)	
6月	2 不正大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員、看護師等が心や精神障害等の相談に応ずる	電話・面接 当センター
未定	4 思春期保健事業 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会 (未定)	当センター
通年 奇数月第3金曜 偶数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表 (一般向け) をHPに掲載 ・遺族向け対面相談 (6回・千葉いのちの電話) ・わかちあいの会ひだまり (6回・千葉いのちの電話)	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9:00~17:00 ・面接相談：火曜日 (予約制)	当センター
未定	7 エイズ (後天性免疫不全症候群) 対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会	京成佐倉駅前 管内学校

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 成田公共職業安定所

月 日	活動内容	場 所
4 月	●年度当初学校訪問（顔の見える関係作り） ①挨拶、②検査用市配布、③今年度計画、④各校の状況、 要望等収集	各学校
都度	●教職員向け研修 就職希望生徒への指導力向上をめざして	成田西陵高校から ZOOMにて実施
要請都度	●高等学校生徒に対する職業講話 ①就職活動の考え方、②社会の動き、③就職への準備、 ④就職活動で大切なこと、④ハローワーク成田とは	各学校
	●高等学校生徒に対する模擬面接 ①面接に向けて、②グループ面接練習、③個別面接練習、 ④志望動機（履歴書）セミナー、④履歴書作成支援	各学校
5 月	●学卒求人説明会 企業に対する求人申込ルール、採用選考ルール等の説明	成田国際文化会館
5 月	●管内高等学校職業指導連絡会議 各高等学校進路指導教諭にたいし、求人申込、採用選考 ルール、各種支援策の案内	成田市からべ公民館
通年	●労働法セミナー ①労働法全般、②給与、③労働時間、④休日など	各学校
通年	●個別面接練習	各学校、HWでも可
通年	●ハローワーク見学会	ハローワーク

* 既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和3年7月15日（木）まで

新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め（令和3年度）

成田公共職業安定所

中 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 * 安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。</p> <p>○学校推薦・選考開始 * 学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国統一応募書類」を事業主へ送付。</p> <p>○採用内定開始 * 応募者へ選考結果の連絡。 * 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付 </div>	<p>6月 1日～</p> <p>7月 1日～</p> <p>1月 1日～</p> <p>1月 1日～</p>
高 等 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始 * 安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 * 事業主より各学校へ連絡 * 安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。</p> <p>○学校推薦開始 * 学校から、応募者の「全国統一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 * 学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。</p> <p>○選考開始（生徒の応募は1人1社まで）</p> <p>○採用内定開始 * 選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。</p> <p>○1人原則2社まで複数応募が可能 * 千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。</p>	<p>6月 1日～</p> <p>7月 1日～</p> <p>9月 5日～</p> <p>9月16日～</p> <p>9月16日～</p> <p>10月 1日～</p>
専 門 ・ 短 大 ・ 大 学 等	<p>○安定所における求人の受付開始</p> <p>○安定所における求人票の開示開始</p> <p>○選考開始</p> <p>○採用（正式）内定開始</p>	<p>2月 1日～</p> <p>4月 1日～</p> <p>6月 1日～</p> <p>10月 1日～</p>

新規学校卒業者の求人・求職・就職の状況報告

令和3年3月末現在

(都道府県名)

千葉

(安定所名)

成田

		① 求人数 (人)	② 就職希望者数 (人)	③ ②のうち 就職内定者数	④ 求人倍率 ①/② (倍)	⑤ 就職内定率 ③/②×100 (%)
中 学	計	6	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
	男		0	0		#DIV/0!
	女		0	0		#DIV/0!
高 校	計	1,148	311	311	3.69	100.0
	男		179	179		100.0
	女		132	132		100.0

- 1 求人数については、求人事業所を管轄する安定所が受け付けた求人数を記入し、連絡を受けた求人数は含めないこと。
- 2 就職希望者数は、学校又は安定所の紹介を希望する者のみの数を記入し
 自営・縁故就職・公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない
 就職を希望する者の数は含めないこと。
 なお、複数の希望を有する者については第一希望のものを計上すること。
- 3 就職希望者数は、学校に求職の申込をしている者と安定所のみで求職の
 申込みをしている者との合計数となるようにすること。
- 4 中等教育学校については高校に含めて計上すること。

学報第4号に係る附属表(私立高等学校の求職・就職状況)

令和3年3月末日 現在

安定所名 成田

	① 学校又は安定所 の紹介を希望する 求職者数 (人)	② 学校又は安定所 の紹介による就職 決定者数 (人)	③ 就職決定率 $\text{②} / \text{①} \times 100$ (%)
計	4	4	100.0
男	3	3	100.0
女	1	1	100.0

注 計上については、学報4号に準じて行うこと。

令和3年3月新規学校卒業者の進路状況

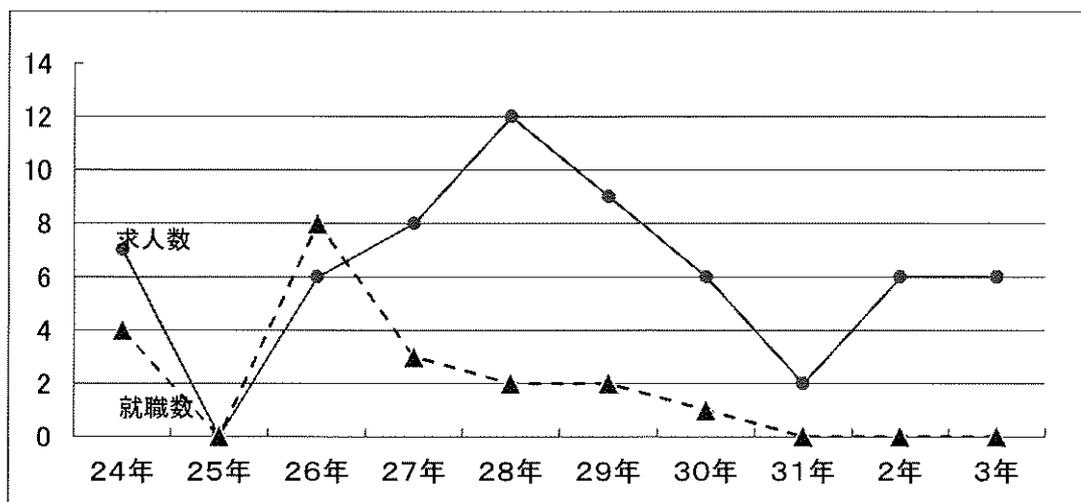
安定所名 成 田

令和3年3月末現在

進路別	中学校			高等学校			専修学校			高等専門学校			短期大学			大学		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1 卒業生総数	4213	2214	1999	3006	1542	1464	519	347	172				138	4	134	783	364	419
2 進学者数	4167	2182	1985	1550	799	751	97	94	3				1	0	1	68	41	27
3 就職者数	計	4	4	0	394	233	161	371	217	154			134	4	130	681	300	381
	県内	4	4	0	350	203	147	240	148	92			130	4	126	232	75	157
	県外	0	0	0	44	30	14	131	69	62			4	0	4	449	225	224
4 3のうち学校 (安定所)の 紹介によるもの	計	0	0	0	311	179	132											
	県内	0	0	0	291	166	125											
	県外	0	0	0	20	13	7											
5 公共職業訓練校入校者数	0	0	0	7	6	1												
6 専修・各種学校入校者数	13	8	5	757	346	411												
7 家事・家業・その他	29	20	9	298	158	140												

新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

(中学校)

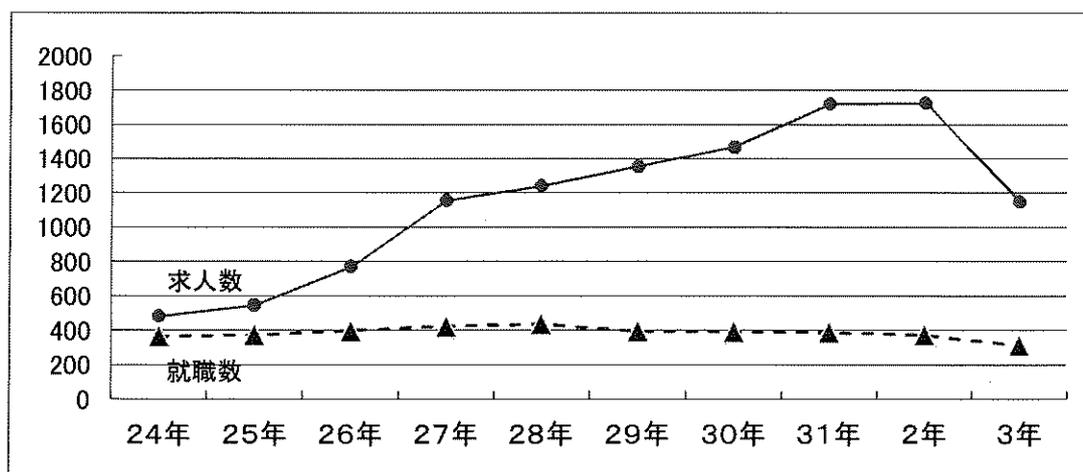


(平成)

(令和)

項目 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年
求人数	7	0	6	8	12	9	6	2	6	6
就職数	4	0	8	3	2	2	1	0	0	0

(高等学校)



(平成)

(令和)

項目 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年
求人数	481	545	768	1,155	1,241	1,354	1,466	1,719	1,724	1,148
就職数	364	372	396	422	434	394	389	387	370	311

新規中学校卒業者の求職動向報告

成田公共職業安定所

	1 卒業予定者数	2 就職希望者数	3 就職か進学等か未定の者数
合計	4,387 (87)	2 (0)	0 (0)
男子	2,247 (52)	2 (0)	0 (0)
女子	2,140 (35)	0 (0)	0 (0)

- (注) 1. ()内には障害者数(うち数)を記入すること。
 2. 本報告は、前期求職動向の把握の結果を計上し、後期求職動向の把握の結果は学報第4号様式「新規中学校卒業者の求職・求人・就職の状況報告」において計上、報告すること。
 3. 3欄の「進学等」とは、高等学校への進学、職業訓練施設への入所、専修、各種学校への入学を含む。

令和4年3月高等学校中等教育学校卒業者の求職動向調査結果

成田公共職業安定所

	1 卒業 予定者数	2 1のうち 進学 希望者数	3 1のうち 就職 希望者数	4 1のうち その他 （未定を含む）	5 3のうち 学校又は 安定所 紹介による 就職希望者	6 5の職業群別の内訳											
						(1) 管理的・ 職業	(2) 専門的・ 技術的・ 職業	(3) 事務的 職業	(4) 販売の 職業	(5) サービスの 職業	(6) 保安の 職業	(7) 農林漁業 の職業	(8) 生産工程 の職業	(9) 輸送・ 機械運転 の職業	(10) 建設・ 採掘 の職業	(11) 運輸・ 清掃等 の職業	(12) 希望職種 未定
計	3034 (86)	2577	371 (29)	86	277 (29)	2	22	34	40	29	8	6	40	13	7	9	67
男	1632 (55)	1365	216 (17)	51	147 (17)	1	12	11	10	12	8	4	33	13	6	9	28
女	1402 (31)	1212	155 (12)	35	130 (12)	1	10	23	30	17	0	2	7	0	1	0	39
計					4	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
男					2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
女					2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
主な 就職希望 都道府県名 又は地域名							東京都			東京都							

注 1. 1欄、3欄、5欄の()は、障害者数(うち数)を計上すること。
 2. 2欄から6欄の各項目において複数の希望を有する者については、第1希望のものに計上する。ただし、県外就職希望者は県外就職を第2希望とする者も含め計上すること。
 3. 2欄から4欄の合計は1欄に一致し、6の(1)欄から(7)欄の合計は5欄に一致すること。
 4. 3欄には、自営、縁故就職、公務員への応募等学校又は安定所紹介によらない就職を希望するものも含め計上すること。
 5. 4欄には、希望進路が未定な者のほか、家事手伝い等無業となる者を計上すること。
 6. 「主な県外就職希望都道府県名又は地域名」の欄には、当該学校の県外就職希望者が比較的多い等、学校として求人情報の提供を希望する都道府県名、地域名を記入すること。

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 少年警察ボランティア協議会 会員数(団体の場合) _____ 名

月 日	活 動 内 容	場 所
6月19日(土)	街頭防犯活動 午後8時より (※雨天のため中止)	佐倉警察署給 JR佐倉駅周辺
7月17日(土)	街頭防犯活動 午後8時より	
8月21日(土)	〃	
9月	少年警察ボランティア研修会	佐倉三丁目センター
	毎月第三土曜日の午後8時より街 頭防犯パトロール活動を実施してあ ります 各地区の祭礼(パトロールの実施)	JR 佐倉駅周辺 ユカリ公園 JR八街駅周辺 京成臼井駅周辺

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和3年7月15日(木)まで

令和3年度 事業・活動計画書

佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月上旬	社会を明るくする運動街頭啓発（中止）	市内各駅街頭
7月3日	社会を明るくする運動 web 講演会	オンライン
9月11日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉県教育会館
1月10日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
2月	千葉県青少年育成フォーラム	千葉市内
3月下旬	役員会	佐倉市役所

【主な活動の紹介】

畑の学校（7月～11月まで9回）

子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にする気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、かぼちゃ、ミニトマト、落花生等で、25組の親子が参加しています。



各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



令和3年度 佐倉市子ども会育成連盟の活動について

(1) 加入子ども会数 17団体 会員数 743人

期 日	事 業 名	場 所
6月9日(金)	市子連総会(書面開催)	
8月下旬	市子連第1回役員会	未定
9月26日(日)	育成者ゲーム講習会	青少年センター
11月10日(水)	育成者クリスマス講習会	根郷公民館 ホール
12月12日(日)	中央交流フェスティバル	佐倉市民体育館
3月下旬	市子連第2回役員会	未定

(2) 令和3年度事業計画抜粋

※その他、千葉県子ども会育成連合会、印旛郡市子ども会育成連合会の事業や会議に参加予定

(3) 主な活動

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、事業の中止、延期の場合があります。

①子ども会育成者講習会

- ・9/26(日) 育成者ゲーム講習会
- ・11/10(水) クリスマス講習会



②ジュニアリーダー初級認定講習会

- ・例年市内の小学5,6年生を対象に募集を行い、例年より規模を縮小し、定員を20名、年間8回の講習会を予定しています。



③子ども会中央交流フェスティバル

- ・12/12(日) 市民体育館にて開催を予定しています。

令和3年度佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	13	土	春季少年野球大会(～4/17迄)	長嶋記念球場他	小学生
4	18	日	市民ソフトボール大会【予備日4/25】	長嶋記念球場他	一般
	12	月	市民ゴルフ大会(秋に延期)	麻倉ゴルフ倶楽部	一般
	23	金	佐倉市体育協会第1回理事会	書面開催	体協理事
5	2	日	春季市民野球大会(～7/4迄)	長嶋記念球場他	一般
	10	月	令和2年度佐倉市体育協会表彰式並びに佐倉市体育協会総会	書面開催	体協理事他
	16	日	市民テニス大会(～5/29迄)【予備日5/30】	岩名テニスコート他	一般
6	5	土	市民ソフトテニス大会【予備日6/20】	岩名テニスコート	高・一般
9	19	日	佐倉市少年サッカー一選手権大会【予備日9/20】	岩名球技場他	小学生
10	10	日	市民サッカー大会(～10/24迄)	岩名球技場	一般
	16	土	佐倉市子ども相撲大会	岩名相撲場	小学生
11	13	土	佐倉市陸上競技選手権大会(～11/14迄)	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
			市民バウンドテニス大会		一般
			佐倉市体育協会第2回理事会		理事
			市民バレーボール大会		高・一般
			市民バドミントン大会		小学生～一般
			佐倉市近隣柔道大会		中学生
			市民バウンドテニス大会		一般
			市民空手道大会		小学生～一般
			市民剣道大会		中・高・一般
			市民卓球大会		一般
			市民弓道大会		高・一般
			佐倉市長杯中学生レスリング大会		中学生
			市民バスケットボール大会		高・一般
			市民スキー		小学生～一般
			市民ボウリング大会		一般

千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	3	土	第72回印旛郡市民体育大会総合開会式(中止)	四街道市	高・一般
	4	日	第72回印旛郡市民体育大会(～7/19迄)(中止)	郡内各会場	高・一般
8	28	土	第72回印旛郡市民体育大会総合閉会式(中止)	四街道市	高・一般
			第71回千葉県民体育大会団結式(中止)	四街道市	高・一般
8	28	土	第71回千葉県民体育大会夏季大会	県内各地	高・一般
10	23	土	第71回千葉県民体育大会秋季大会	〃	高・一般
12	5	日	第91回印旛郡市駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	高・一般
3	4	金	第72回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

後援・協力行事

5	22	土	わんぱく相撲佐倉場所(中止)	岩名相撲場	小学生
10	10	日	さくらスポーツフェスティバル	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
11	23	火	第68回佐倉市制記念駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリート教室		
3	27	日	第40回佐倉健康マラソン大会	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般

令和3年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	備考
4	23	金	第1回会議(ニュースポーツまつり 他)	佐倉市役所	
6	26	土	ニュースポーツまつり	岩名運動公園	
8	未定		第2回会議(さくらスポーツフェスティバル)	佐倉市役所	
10	10	日	さくらスポーツフェスティバル	岩名運動公園	
			第3回会議(冬期事業について)		
未定			佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館	
3	27	日	第40回佐倉マラソン大会	岩名運動公園	

令和3年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画(予定)

月	日	曜日	事業名	会場	備考
5	11	火	東印旛地区スポーツ推進委員連合会第1回理事会・総会	成田市役所	
	20	木	県連合会 第1回理事会	県総合SC	書面開催
6	4	金	関東スポーツ推進委員研究大会(～5日)	長野県 長野市 ホクト文化ホール	中止
	17	土	県連合 第1回企画部会・指導部会	県総合SC	
	18	日	県連合 第1回研究部会・女性部会	県総合SC	
7	1	木	東印旛地区スポーツ推進委員連合会第2回理事会	成田市役所	書面開催
	3	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC	
8	6	金	県連合会 第2回理事会	県総合SC	
9	4	土	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC	
10	21	木	県連合会 第2回企画部会・研究部会	県総合SC	
11	18	木	全国スポーツ推進委員研究大会(～19日)	SAGAサンライズパーク 総合体育館	
12	19	日	第37回千葉県スポーツ推進委員研究大会	八千代市市民会館	
1	13	木	県連合会 第2回指導部会	県総合SC	
	20	木	県連合会 第2回女性部会	県総合SC	
	30	日	千葉県スポーツ推進委員研修会「学びと集い2021」	県総合SC	
2	未定		東印旛地区スポーツレクリエーション祭	中台体育館	
			東印旛地区スポーツ推進委員連合会全体研修会		
3	3	木	県連合会 第3回理事会	県総合SC	
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所	

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 PTA 会員数(団体の場合) 274 名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月 7日	令和3年度 入学式 受付	体 育 館
、	P T A 調 査 書 集 計	ミーティングルーム
15日	P T A 総 会 資 料 作 成	、
5月 7日	P T A 総 会 (マスコットの佐バ総会)	
17日	総 会 報 告 書 準 備 作 業	ミーティングルーム
21日	、 確 認 作 業	、
5月31日~6月2日	各 学 年 ス ポ ー ツ 大 会 受 付	グラウンド
4日	保 護 者 会 受 付	校 内
7月 8日	事 務 局 打 合 せ	ミーティングルーム
毎月1回	校 外 パ ト ロ ー ル 参 加 (青 少 年 育 成 連 絡 協 議 会)	学 区
	7月8日以後の活動は新型コロナウイルス 感染拡大予防防止策に伴う様々な 措置により未定	

* 既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和3年7月15日(木)まで

令和3年度 事業・活動計画書

団体・機関名：佐倉人権擁護委員協議会

会員数：14名

月 日	活動内容	場所
令和3年 4月23日	令和3年度総会 ・令和2年度事業報告及び決算について ・会計監査報告 ・令和3年度事業計画案及び予算案について ・令和3年度役員改選について ・その他	佐倉市志津コミュニティーセンター
5月20日	佐倉市人権擁護委員協議会 ・令和3年度総会	佐倉市ウィシュトンホテル・ユーカリ
5月25日	第1回役員会 ・「人権擁護委員の日」研修会について	八街市役所
7月 2日	第1回研修会（「人権擁護委員の日」研修会） ・児童福祉施設「蛍雪学園」の概要について	酒々井公民館
8月16日	第2回役員会 ・第2回研修会について ・人権週間について	八街市役所
11月	佐倉人権擁護委員協議会 ・令和3年度研修会（内容未定）	酒々井町
12月	第2回研修会及び人権週間啓発活動に関する反省会 ・研修内容未定 ・人権週間中の啓発活動における各市町村の取組状況	未定
12月	北総人権啓発活動・地域ネットワーク協議会 ・令和3年度地域人権啓発活動活性化事業（内容未定）	成田市
令和4年 3月	第3回役員会 ・令和4年度総会について	未定
4月	会計監査	未定

《佐倉市小学生人権標語コンテスト》

市内23小学校（5、6年生対象）より応募のあった標語より最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞23点を選出する。

《人権相談》

「佐倉市法律相談・人権・行政相談」月3回開催（コロナ禍のため予約のみ）

場所：ミレニアムセンター・志津コミュニティーセンター

令和3年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市民生委員児童委員協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- 1. 通学路の実検状況
- 2. 通学路の交通安全の確保の徹底

上記の課題を解決するための提言

スクールゾーン表示を増加する

提出日：令和3年7月15日（木）まで

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感ずること

本会が実施している学習支援では、6団体が主に公民館等公共施設を会場として活動しています。令和2年度は、小・中・高生延べ2203名の参加者と1916名のボランティア（内学生ボランティア38名）が活動しました。最近では、両親が外国籍の児童生徒への日本語支援や中学3年生の受験生への支援など学習支援に対するニーズが広がってきている他、学校の先生が児童生徒の様子を見にこられると、児童生徒がモチベーションも上がり勉強に励んでいます。反面で、公共施設の会場確保ができなく十分な学習支援活動が行えない状況があり、学習支援を必要とする児童生徒が行き場がなくなる時もあり、学習支援活動と学習支援を必要とする児童生徒にとって大きな課題となっています。

上記の課題を解決するための提言

公民館等の公共施設に学習支援活動を必要とする児童生徒の環境と、そこへ関わる地域住民の想いと活動へご理解いただき、施設利用に対する配慮を頂きたいと思います。また、公共施設以外でも、子どもたちが学習できる場所の提供をお願いします。

令和3年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・さまざまな社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変わってきている。それに伴い、子どもへの安全対策も次々と手立てを講じなければならない現状がある。学校だけでは対応しきれない事例も多々発生する現在、いかに関係機関・地域・保護者と連携を図っていくかが課題である。また、その連携を図るとしても、学校として職員が対応する時間が厳しいのが現状である。

上記の課題を解決するための提言

- ・良い取組が実践されていれば参考にし、本校でも検討していきたい。

提出日：令和3年7月15日（木）まで

団体・機関名 千葉県立佐倉西高等学校

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感じていること
SNSの使用に伴うトラブル
高校生のほとんどがスマートフォンを持っている状況で、SNSを介しての誹謗中傷や個人情報の流出などのトラブルが毎年起こっている。学校でもスマートフォンの使い方については指導しているが、情報化社会の進展に伴い、トラブルに巻き込まれるケースが増えている。
上記の課題を解決するための提言
近年では、小学生からスマートフォンを持っている生徒が増えていると聞いている。このような状況では、小学校の段階での指導が必要ではないかと感じる。
本校では、映像を利用し、SNSで実際に起きたトラブルや危険性を生徒に伝えている。今後も学校だけの指導ではなく、保護者や関係機関との連携をとりながらスマートフォンの使い方について指導していかなければいけない。

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(全1) コロナ禍の継続による家庭内外における潜在的諸問題の今後の発現
(全2) コミュニケーション力の低下、他者との距離がうまくとれない生徒の増加
(全3) スマホやSNS上での人間関係のトラブルの増加
(全4) 学業・進路・家計状況等の悩みによって引き起こされるストレスや不安
(定1) 義務教育段階で不登校傾向や全日制への入学の希望が叶わなかったため、 自信を失った生徒への対応
(定2) 多くの生徒が抱える複雑な家庭環境や外国人生徒の増加に関連した生徒指 導上の問題や特別支援的なアプローチが必要な生徒への対応
上記の課題を解決するための提言
(全1) 「新しい生活様式」を見据えた、柔軟な対応
(全2) コミュニケーション能力を育てる授業の充実、教育相談の充実と SC の活用
(全3) 情報教育、人権教育の充実、教育相談の適宜実施と SC・SSW の有効活用
(全4) 職員による共通理解と声掛け、補習や進路指導の体制の充実
(定1) 教職員が教育相談的対応への知識・技能を高め、生徒一人一人に応じた生 徒指導の実践を図ること。養護教諭・SC・SSW・生徒指導アドバイザーとの連携
(定2) 教育現場と地域社会の連携・協力、外国人児童生徒教育相談員の有効活用、 スクールロイヤー、外部専門機関との連携

令和 3 年度 第 1 回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市青少年相談員連絡協議会

【青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていること】

- ① 災害時の対応
自然災害が数多く発生する昨今、風水害の迫る時、地震や火災発生時などに直面したとき、子どもたちが、自ら命を守る行動が出来るのでしょうか
- ② 中学校卒業後の地域との繋がり
中学生の時は学校などを通じて連絡があり、催しに参加したが、今は声を掛けられないので催しの事を知らない、知っても回数が少ないので参加出来ないなど…中学校を卒業すると地域との繋がりが希薄になる。
- ③ 基礎学力の向上
科目の苦手意識を無くす。

【上記の課題を解決するための提言】 全てに確りとした感染対策を前提とする

- ① 災害時の対応を学ぶ機会を多く設けると共に積極的な参加を促す
家庭、学校、地域での機会を捉えた学びの他に、各々が連携した防災体験を増やし、災害の発生が迫る際や、発生後の具体的な対応などを繰り返し学ぶ機会を増やし、参加を促すことで、釜石の奇跡のように、子どもたちが自ら考え、行動できるようになるのではないのでしょうか
- ② 防災体験会などを企画し参加を促す
各地で同様の事を開催し、地域を越えて参加可能であれば、参加のチャンスは増えると思います。上記に繋がることでもありますが、その一つの入口として、地域での防災体験会（避難所 HUG、避難所のマンホールトイレ組み立て訓練など）を企画し、他地域からの受け入れを想定した計画を作成し、佐倉市全域の青少年に参加を促し、青少年参加の際には、地域の方も同行されては如何でしょうか…
- ③ 身近に「進むのではなく遡る」機会をつくる
既に取り組みされている地域もあると思いますが、学校の教室にて、地域の方々と連携し、寺子屋式に、場合によっては個別に「進むのではなく理解できるところまで遡る」、「中学校で小学校の算数を学び直すなど」のような学習指導の機会を作っては如何でしょうか。

令和3年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 成田公共職業安定所

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
<p>① 就職後3年以内の離職率の753現象について、現在でも変わらず同じ現象が起こっている。(中学7割、高校5割、大学3割)これは、職業(しごと)理解、企業理解、自己理解の薄さが、大きな原因と史料される。高校生などは、特に進学を目指している又は進学校に通っている生徒は、様々な理由で就職に切り替える直前まで受験勉強に勤しみ就職への備えは全くない状況で就職できてしまうため、理想と現実のギャップが早期離職につながっていると分析しており、キャリア教育の圧倒的な不足が課題である。</p> <p>② 大学進学が当たり前となってきている現代においても、奨学金を受け進学するも、就職後の返済に苦しむ者、様々な理由で早期(短期)離職してしまった者は、奨学金返済に焦るなど、再就職先も浅い検討で決め、次の離職を招き、この繰り返し希望労働条件の低下スパイラルにはまり、短期離職が習慣となり、生活破綻となるケースもあるなど大きな課題である。</p>
上記の課題を解決するための提言
<p>① 小学校から職場見学などのキャリア教育を手厚く始め、中学校、高等学校(進学校含む)におけるキャリア教育も十分な時間を確保して実施することで、離職率を下げる事が期待できる。また、中卒、高卒で就職し、短期離職した場合のフォローについて、可能であれば卒業後3年(最低でも1年)は学校が情報を把握する仕組みを作り、ハローワークと迅速に連携することで、十分な検討、専門家の助言を受け、比較的満足度の高い又はやりがいの持てる再就職実現が期待できる。中学生、高校生の進学又は就職の選択判断時に、一番大きく影響を及ぼすのが保護者、学校の教員となっており、進学、高学歴が勝ち組(成功者)と錯覚している場合も多く、保護者、教員へのキャリア教育を取り入れることで、生徒の選択肢に幅が生まれ、これまではなかった調べる、検討する、考える、相談する環境ができ、結果、短期離職が抑えられると史料する。</p> <p>② 奨学金制度の見直しにより、返済免除又は猶予可能要件を設ける、進学後の就職、返済計画を見据えた検討を十二分に行える仕組み作りなど、安心して進学、就職できる社会的インフラの確立、①と同様、保護者、教員及び本人へのキャリア教育の充実、職業、職場の情報共有、提供の強化が必要であると思料する。</p>

提出日：令和3年7月15日(木)まで

令和3年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 少年警察ボランティア協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

私達は、毎月1回夜8時頃からの街頭防犯パトロールを実施してはいますが、子供達と出会うことはなくなってきました。

学校、警察の方々と話し合いをもちたいと思っております。

上記の課題を解決するための提言

提出日：令和3年7月15日（木）まで

令和3年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市体育協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

コロナ禍の下、体育協会他が主催、主管する課外体育事業が軒並み中止される昨今、如何にして体を動かし、額に汗できる機会を青少年達に つくってあげられるのか。

上記の課題を解決するための提言

- ・一律に取り止めるのではなく各競技の特性を考え、非接触型のスポーツは実施したらどうか。
- ・競技会形式だと同会式などで人が集まるので、今は体を動かすことと主眼をおいたレクリエーション形式を実施はどうか。
- ・それらを勘案して実施できそうな競技に対して「コロナ対策順守事項」などの基準を策定できようか。(但し「自己の判断」、「自己の責任」による参加を明記。)

提出日：令和3年7月15日(木)まで

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。